

Teachme Biz ダイレクト翻訳利用規約

「Teachme Bizダイレクト翻訳利用規約」（以下「本個別規約」といいます。）は、株式会社スタディスト（以下「当社」といいます。）が提供する『Teachme Biz』（以下「本サービス」といいます。）において提供するTeachme Bizダイレクト翻訳サービス（理由のいかんにかかわらず、サービスの名称又は内容が変更された場合には当該変更後のサービスを含むものとし、以下「本翻訳サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

第1条（定義）

本個別規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとします。なお、本個別規約において使用する用語の定義は、本個別規約で特段の定めがある場合を除いて、「Teachme Biz利用規約」（以下「本規約」といいます。）において使用する用語と同一の定義とします。

(1) 「本翻訳サービス申込者」

本個別規約に基づいて、当社所定の申込書により本翻訳サービスの利用を申し込む契約者をいいます。

(2) 「本翻訳サービス契約者」

本翻訳サービス申込者のうち、当社がその申込みを承諾することによって本基本契約（第10号に規定します。）が成立し、本個別規約に基づいて本翻訳サービスを利用することができる契約者をいいます。

(3) 「翻訳業務」

本翻訳サービス契約者からの委託を受け、契約者コンテンツを、本翻訳サービス契約者が指定した言語に翻訳する業務をいいます。

(4) 「翻訳者」

当社からの委託を受け、翻訳業務を遂行する者をいいます。

(5) 「翻訳成果物」

翻訳者が翻訳業務を遂行した場合の成果物をいいます。

(6) 「ハイクオリティプラン」

本翻訳サービス契約者が、翻訳業務発注前に翻訳者との間で仕様を確定するための協議を行い、翻訳成果物に対する受入検査を行うことができる依頼方式をいいます。

(7) 「ハイスピードプラン」

本翻訳サービス契約者が、翻訳業務発注前に翻訳者との間で仕様を確定するための協議を行わず、翻訳成果物に対する受入検査を行わない依頼方式をいいます。

(8) 「本基本契約」

本個別規約に基づいて、本翻訳サービスに関し、本翻訳サービス契約者が当社に対して翻訳業務を委託する取引の基本的事項について締結される本翻訳サービスを利用するための契約をいいます。

(9) 「本個別契約」

本個別規約に基づいて、本基本契約の有効期間中に、本翻訳サービスに関し、本翻訳サービス契約者が当社に対して個々の翻訳業務を委託する目的で締結される契約をいいます。

第2条（本個別規約について）

1. 本個別規約は、本翻訳サービスの利用に関し、本規約とともに、本規約と一体として当該利用に関して生ずるすべての関係に適用されるものとします。
2. 本個別規約の一部の規定の全部又は一部が法令等に基づいて無効と判断された場合であっても、当該無効部分以外の部分及び本個別規約のその他の規定の有効性には影響がないものとします。なお、本個別規約の一部が特定の本翻訳サービス申込者及び本翻訳サービス契約者との間で無効とされるか又は取り消された場合でも、本個別規約はその他の本翻訳サービス申込者及び本翻訳サービス契約者との関係では有効であるものとします。

3. 本個別規約の各規定は、本基本契約及びすべての本個別契約に適用されます。

第3条（本翻訳サービスの内容）

1. 本翻訳サービスは、本サービスにおいて、本翻訳サービス契約者が翻訳業務を当社に委託できるサービスです。
2. 本翻訳サービスをご利用いただく場合には、本サービスに関する利用契約の締結が必要となります。
3. 本翻訳サービス契約者は、翻訳業務について、当社が当社と提携する翻訳者に対して、当該業務の全部又は一部を再委託することをあらかじめ承諾するものとします。また、本翻訳サービス契約者は、当社が本翻訳サービス契約者のコンテンツ及び第5条に規定する資料を翻訳者に開示及び提供することをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（契約の成立）

1. 本翻訳サービス申込者が本翻訳サービスの利用を申し込む場合には、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）によるものとします。
2. 本翻訳サービス申込者からの申込後、当社から本翻訳サービス申込者に対して当該申込みに関する承諾の意思表示を発信した時点で、本申込書に記載された事項と本個別規約の内容を契約内容とする本基本契約が成立します。
3. 本個別契約は、本翻訳サービス契約者が本サービスにおいて、当社が定める方法により翻訳業務を委託するための申込みを行い、当社が電子メールを本翻訳サービス契約者に送信する等の方法で当該申込みに関する承諾の意思表示を発信した時点で、成立するものとします。
4. 本翻訳サービス契約者は、本翻訳サービスにおいて定めるところにより、翻訳者に対して、本個別契約に関する見積もり依頼をすることができます。ただし、ハイスピードプランについては、この限りではありません。
5. 本翻訳サービス申込者が本条の規定に基づいて申込みをする場合には、当該申込みは、本基本契約及び本個別契約の締結に関し、本翻訳サービス申込者である会社その他の法人等団体の適法かつ正当な授権に基づくものとみなします。

第5条（資料の提供）

1. 本翻訳サービス契約者は、翻訳業務の遂行にあたり必要がある場合には、当社及び翻訳者の求めに応じて、翻訳者との間で翻訳業務の仕様を確定するための協議を行うものとします。ただし、ハイスピードプランについては、この限りではありません。
2. 本翻訳サービス契約者は、翻訳業務の遂行にあたり必要となる資料がある場合には、当社及び翻訳者に対しこれを提供するものとします。
3. 当社及び翻訳者は、翻訳業務の遂行に必要な範囲内で、本翻訳サービス契約者から提供を受けた資料を複製、翻案その他の利用をすることができます。
4. 本翻訳サービス契約者が合理的な理由なく第1項の協議に応じない場合、並びに第2項の資料の内容に誤りがあった場合、第2項の資料に提供の漏れがあった場合及びその他資料が適切に提供されなかった場合には、これらによって生じた費用の増大、納入の遅延、瑕疵等の結果について、当社は一切の責任を負いません。

第6条（納入、受入検査及び検収）

1. 翻訳者は、本翻訳サービスにおいて翻訳成果物を本翻訳サービス契約者に対して納入するものとし、当該納入を当社による納入とみなします。
2. 本翻訳サービス契約者は、翻訳成果物の納入日から5営業日以内に、当社が定める方法により翻訳成果物の受入検査（以下「受入検査」といいます。）を行うものとします。
3. 翻訳成果物が受入検査に合格したときは、本翻訳サービス契約者は当社及び翻訳者に対し、当社が定める方法により検収の通知を発するものとします。ただし、当該検収は、翻訳成果物の全体について一括でなされるものとし、翻訳成果物の一部についてのみ分割してこれを行うことはできないものとします。なお、当該通知が当社が本サービスで使用するサーバに読み取り可能な状態で記録

された場合には、当該通知は本翻訳サービス契約者の適法かつ正当な授権に基づくものとみなします。

4. 本システムが受入検査に合格しない場合には、本翻訳サービス契約者は、当社に対して、合理的な理由を示して、当該受入検査に不合格となった旨を本翻訳サービスにおいて定める方法により通知するものとします。ただし、受入検査に合格しないことを理由とする翻訳成果物の修正について、本翻訳サービス契約者は1回に限り当社及び翻訳者に対して依頼することができるものとします。
5. 第3項及び第4項の通知が第2項に規定する検査期間内に行われなかった場合、又は第4項の通知に合理的な理由が示されていなかった場合において、当社若しくは翻訳者の求めにもかかわらず、合理的な理由が示されないときは、当該検査期間の経過をもって翻訳成果物は受入検査に合格したものとみなします。
6. 本翻訳サービス契約者が第3項の通知を発した時点又は第5項に規定する場合に該当し第2項に規定する検査期間が経過した時点をもって、本個別契約上の翻訳業務は完了し、併せて翻訳成果物の引渡しも完了するものとします。ただし、第4項の規定に基づいて翻訳者が翻訳成果物を修正して再度納入した場合には、当該納入の時点をもって受入検査に合格し検収がなされたものとみなし、本個別契約上の翻訳業務は完了し、併せて翻訳成果物の引渡しも完了するものとします。
7. 前5項の規定は、ハイクオリティプランに限り適用されるものとします。前5項の規定にかかわらず、ハイスピードプランにおいては、第1項の納入の時点をもって、受入検査に合格し検収がなされたものとみなし、本個別契約上の翻訳業務は完了し、併せて翻訳成果物の引渡しも完了するものとします。

第7条（知的財産権の取扱い）

1. 翻訳の対象となる契約社等コンテンツに関する著作権等の知的財産権は、本翻訳サービス契約者に帰属します。
2. 翻訳成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）については、翻訳者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、第8条に規定する本翻訳サービス利用料全額の支払いが完了した時をもって、当社から本翻訳サービス契約者に移転するものとします。
3. 前2項のほか、翻訳成果物に関する知的財産権については、本規約第18条の規定を準用するものとします。

第8条（本翻訳サービス利用料）

1. 本翻訳サービス契約者は、第6条の検収の通知がなされた日（同条第5項、第6項但書及び第7項第2文による場合を含みます。）が属する月の翌月末日までに、本翻訳サービスにおいて定めるところにより、本個別契約において定める本翻訳サービス利用料をこれに課される消費税とともに、当社が定める方法により支払うものとします。なお、銀行振込による場合、振込手数料は本翻訳サービス契約者の負担とします。
2. 本翻訳サービス契約者が本翻訳サービス利用料を支払期日までに支払わない場合には、本翻訳サービス契約者は、支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 本基本契約及び本個別契約の終了原因のいかんにかかわらず、本基本契約が第11条第1項に規定する有効期間の満了前に終了した場合であっても、本翻訳サービス利用料は、本個別規約で明示的に規定する場合を除き、返金されません。

第9条（瑕疵担保責任）

当社及び翻訳者は、翻訳成果物について瑕疵担保責任を負いません。また、当社は、翻訳者の作業の遅延等翻訳業務に起因して本翻訳サービス契約者が被った損害に関し、一切の責任を負いません。

第10条（本翻訳サービス契約者による解約）

1. 本翻訳サービス契約者は、当社が定める方法により、本基本契約を解約することができます。

2. 本翻訳サービス契約者は、本個別契約成立後は、本個別契約を解約することはできないものとします。

第11条（有効期間）

本基本契約の有効期間は、本基本契約成立日から起算して1年間とします。なお、本基本契約の有効期間満了日の3か月前までに、本翻訳サービス契約者又は当社から別段の申出がないときは、本基本契約は同内容で1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

2016年9月1日 制定

2017年5月1日 改定